

転入届 に伴う諸手続き

令和 7 年 8 月時点



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	印鑑登録をする方	* 転入届出後、ご本人が【登録する印鑑・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり登録申請をしてください。 (印鑑登録手数料 200 円) * 本人確認書類をお持ちでない方は、保証人(内子町で印鑑登録されている方に限る)が【登録印鑑・印鑑登録証・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり、一緒に窓口へお越しください。 * 上記以外の場合や、ご本人が窓口に来られない場合は、登録に日数を要します。	
☐	マイナンバーカードをお持ちの方	* マイナンバーカードに新住所を記載しますので【マイナンバーカード】をお持ちください。 * マイナンバーカードに余白がない場合は、再交付になります。(交付手数料は無料) * カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。 * 国外から転入の場合で、有効なマイナンバーカードがある方は、【マイナンバーカード】をお持ちになり国外転入継続利用の手続きをしてください。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	電子証明書をお持ちの方 (マイナンバーカードに格納されています)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は、転出(予定)日に自動的に失効しています。必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6～16桁の暗証番号】が必要です。 * 転入届と同時に電子証明書の交付を希望する場合で、同一世帯の方が代理で申請するときは、【委任状(暗証番号の記入及び封入・封緘処理されたもの)】が必要です。	
☐	内子町国民健康保険に加入する方	* 前住所で国民健康保険に加入していた方には、資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの方)または資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)を交付します。 * 施設等に入所する方や学生の方はお申し出ください。 * 国民健康保険税の税額、納付方法等については、後日税務課より通知します。 * 最近、就職・退職による保険の変更があった場合は、変更手続きが必要です。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	国民年金に加入している方	* 納付書はそのままお使いください。 * 口座振替は継続されます。口座を変更したい方は、お申し出ください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	* 資格確認書は、後日郵送します。 * 施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。 * 74 歳以下で後期高齢者医療保険に加入していた方はお申し出ください。 * 県外から転入する方は、前住所で交付された【負担区分等証明書】をお持ちください。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	* 被保険者証は、後日郵送します。 * 施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	介護保険要介護・要支援の認定を受けている方	* 【介護保険受給資格証明書】をお持ちになり引継認定の手続きをしてください。	
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方	* 【各手帳】をお持ちになり、住所変更届をしてください。 * 重度障がいに該当する方は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付します。 【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	特別児童扶養手当を受給している方	* 住所変更手続きをしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	犬を飼っている方	* 前住所地で登録した【鑑札】をお持ちになり、登録事項変更届をしてください。 * 新しい鑑札と交換（無料）します。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
☐	妊娠中の方	* 【母子健康手帳】をお持ちください。 * 妊婦健診受診票等必要書類を交付します。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	7 歳 6 か月未満の子どもがいる方	* 【母子健康手帳】をお持ちください。 * 予防接種予診票等必要書類を交付します。	
☐	各種予防接種	* 担当係へお問い合わせください。	
☐	健康診査・がん検診	* 内子町健康診査・がん検診の手引きをお渡しします。 * 詳しくは、担当係へお問い合わせください。	
☐	上水道・下水道を使用する方	* 給水申込の手続きをしてください。 (給水申込手数料 1, 980 円) * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	0歳～高校生までの子どもがいる方	* 子ども医療費受給者証を交付します。 * 対象となる子ども全員の【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	* 転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。 * 請求者の【請求者名義の口座情報が確認できるもの・健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか・請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの】をお持ちください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	ひとり親家庭等に該当する方	* ひとり親家庭等医療費受給者証を交付します。 * 親子の【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】と請求者の【所得証明書】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当を受給していた方	* 【児童扶養手当証書の写し・口座情報が確認できるもの】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	うちこ子育て応援券	* 転入時、1歳未満の子の保護者に応援券(36,000円分)を交付します。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、後日券を郵送します。	
☐	愛顔っ子応援券 (紙おむつ券)	* 転入時、1歳未満で第2子以降の子の保護者に紙おむつ券(50,000円分)を交付します。 * 【母子健康手帳・保護者の本人確認書類】をお持ちになり申請してください。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、後日券を郵送します。	
☐	出産世帯応援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	* 1歳未満の子がいる世帯に対し、育児用品や家電の購入に要した経費の一部を補助します。 * 詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	
☐	多子世帯リフォーム等支援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	* 1歳未満の児童とその兄弟(18歳未満)がいる世帯に対し、リフォームや引越しに要した経費の一部を補助します。 * 詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	
☐	未就学の子どもがいる方 (保育園等入園案内)	* 新規入園希望または現在通園中の園を継続して利用希望の場合は、入園申込書と就労証明書を提出してください。 ※状況により必要書類が異なる場合がありますので、係へお問い合わせください。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	ごみの分別・収集について	* 配布するものは次のとおりです。 ・内子町のごみの出し方 ・ごみ収集日程表 ・生ごみバケツ(生ごみ収集地区の方のみ)	環境政策室 ☎0893-44-6159
☐	町営住宅に同居する方	* 町営住宅同居承認申請をしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	125 cc以下のバイクをお持ちの方	*【 標識交付証明書 や 廃車証明等 (車体番号等が確認できるもの)】をお持ちになり登録の手続きをしてください。	税務課 軽自動車税係 ☎0893-44-6153
☐	125 ccを超えるバイクをお持ちの方	* 所有者の住所が変わった場合は、変更登録手続きが必要です。 * 手続きをおこなった翌年度から、転入先の市区町村で課税されます。	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076
☐	軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方	* 詳しくは、軽自動車検査協会またはディーラー等の代行業者へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124
☐	1歳未満の子どもがいる方 (いかざき大風合戦初節句行事案内)	* 5月5日に開催する初節句行事に参加できます。(満1歳になる年度) * 案内状送付を希望する方は、承諾書を提出してください。	町並・地域振興課 観光係 (内子分庁) ☎0893-44-2118
☐	小・中学校に子どもが通学している方	*【在学証明書・教科用図書給与証明書】をお持ちになり、新しい学校へ転校手続きをしてください。 * 区域外就学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
☐	自治会(行政区)加入について	*「転入・転居のみなさまへ(裏面:自治会制度)」をお読みください。 * 自治会長及び区の代表者(区長)に、転入したことを連絡してください。 * 町からの情報や「広報うちこ」等のお知らせは、自治会(行政区)から配布いたします。	教育委員会 自治・学習課 (内子分庁) ☎0893-44-2114

保険情報が確認できるもの：

- ① 医療保険者から交付された「**資格情報のおしらせ**」(またはその写し)
- ② 医療保険者から交付された「**資格確認書**」(またはその写し)
- ③ マイナポータル内に表示された「**医療保険の資格情報**」画面の写し(またはマイナンバーカード)
※マイナンバーカードを除く上記書類には、氏名、生年月日、記号、番号、枝番、資格取得日、被保険者氏名又は世帯主氏名、保険者番号、保険者名が記載されていることをご確認ください。
※マイナンバーカードの場合は、カードに設定した数字4桁のパスワードが必要です。

口座情報が確認できるもの：

「**預金通帳**」または「**キャッシュカード**」(またはその写し)

マイナンバーが確認できるもの：

「**マイナンバーカード**」または「**通知カード**」